

準備書面(7)

平成27年(ワ)第9316号(地位確認等請求事件)、
原告 村上定幸、 被告 宗教法人日本フリースタジスト教団ほか、
大阪地方裁判所 御中、

2017年6月30日

原告訴訟代理人弁護士 野田底吾

Ⅰ、本件に至る経過は、末尾「経過年表」のとおりである。

Ⅱ、畑野ら教団幹部が考える包括関係

- 1、被告教団の元理事長・畑野は、被告教団が考える包括関係を、包括団体が被包括団体を実質的に吸収し単一化・同質化したものの如く捉え(ソサエティ化)、被包括団体である岩出教会の独立性(信教の自由の重要な部分)に対しては極めて消極的態度を取る。その主張こそが被告準備書面(5)のソサエティ論で、宗教法人法の根幹とは相いれない独善的発想である。原告はこれを準備書面(4)において既に批判してきたところであるが、その独善性こそが、本件の牧師解任手続きにおいて、最も影響が及ぶ岩出教会の意向を聞こうともしない態度となって現れている。
- 2、被告らは、包括関係にあることから宗教法人法12条1項12号が規定する所謂「相互規定」をもって、被告教団の教規が岩出教会にも適用されると言い、教団が岩出教会担当教師を任命した場合には、彼が岩出教会の代表役員に就くと言う。この点については原告も異論はないが、問題は被告らが「そのため、被告教団が教会担当教師に任命もしくは解任した場合は、その教会担当教師の地位の得喪に伴い、当然に被告教会の代表役員たる地位の得喪も決定されるのである」(準備書面(2)5頁上段、)とし、大阪高裁判決を援用している事である。

宗教法人法12条1項12号は、包括関係団体が「代表役員・・・の呼称、資格、任免並びに代表役員についてはその任期及び職務権限、・・・に関する事項」等、法12条5号乃至11号について具体的に教規、規則に定めた場合に限り、包括団体教規が岩出教会にも適用されると言っているのであって、岩出教会規則41条(「教団の教憲教規及び規則中、この法人に関係ある事項に関する規定は、この規則に定めるもののほか、この法人についても、その効力を有する」)の如き抽象的かつ包括的な定めさえあれば、相互規定としての効力を有すると言っている訳ではない^A。ましてや、教団教規には牧師の解任に関する規定は、被告らも認める如く、戒規としての免職・除名(117条)以外には存在しないのである。それを教団教規100条、教会規則7条の代表役員の選任規定を根拠に、解任権まで教団にあるとするのは暴論である。ましてや被告らが援用する判例も(上記教憲、岩出規則と殆ど同様の定めを持つ)「前記宗制(教規)の規定をもって宗教法人法12条1項12号、5号の代表役員の任免につき他の宗教団体たる慈照寺(岩出教会)を制約する事項を定めているものとはいえない」《理由欄第二の一項

(4)》と判示しているのであって、解任権が理事長にある等とは述べられていない（被告らの引用は明らかに間違っている）。

Ⅳ、牧師地位の解任権

1、被告教団は2014年12月11日、原告を巡回教師に任命する旨の決定を行った。被告によれば、これは教規29条に基づき任地指定委員会で巡回教師の決定がされ、これにより原告は無任地（原告は兼任を主張）となった結果、岩出教会牧師の地位は消滅し（被告準備書面(3)2頁中段）、この委員会の決定を以って理事長が原告を巡回教師に任命したと言う。つまり被告らは、巡回教師の任命と岩出教会牧師の解任とを一体のものとして捉えるのである。

2、被告らが、かかる発想をするのは、教規には岩出教会抜きに牧師の解任手続きを進める手続規定がないからである（後述の如く教会規則には存在する）。

新任決定（任命）の場合には、教団規則32条、教規99条、同29条に基づき任地指定委員会の決定に基づき理事長が任命する手続となっているが、解任の場合には、教規にその手続規定がない。その為、被告らは新任と同じ手続きに依ると考えるのであるが（任命権の裏には解任権がある？）、人員採用（新任）の場合と解雇（解任）の場合を考えれば手続きは明らかに異なっている。つまり、解雇と採用拒否とでは彼の蒙る損害は比べようがなく、関係者に及ぼす影響も全く異なるからである。それを安易に表裏の関係にある等として、新任手続きを準用するのは法理論上も許されない（これについては原告準備書面(4)3頁2項で詳述している）。現に畑野証人も、両者が全く別個の行為であって、一体と捉えるべきものではない事を認めている（27頁）。

3、被告らが上記の如き主張に固執しているのは、以下の理由による。

もし（原告主張の如く）解任決議を新任の場合と全く別個独立に考えた場合には、原告が現に牧師として就任している岩出教会の意向（信教の自由、宗教団体の独立）を無視して包括団体による解任決議を上から押し付ける事ができないからである^B。

岩出教会が意思表示するには、宗教法人法18条4項・5項から見て、教会規則10条14号の責任役員会決議や同17条の総会及び責任役員会における岩出教会内での議論は避けられない^C。その場合には、教会内で木村の日常的な傲慢態度に反発する者と（甲16号証98項）、木村を信奉し同調する和田らとの間で意見対立が表面化し、教団が悪夢だとして未だに神経を尖らせている教会分裂が再来しかねない。それ故にこそ、何とかして岩出教会抜きで原告の牧師解任を進めたい畑野ら教団幹部は^D、解任の場合を新任の場合と同じに考え、教団サイドで事を進めたいからである（その背景には包括団体の支配意識がある）。

尤も原告は、巡回教師の任命権が理事長にある事が教規104条で明文化されている以上^E、理事長に任命権がある事は認めている。問題は被告らが、牧師の解任をもこれに紛れ込まず事により、岩出教会の決議など考える必要はないと突っ跳ねている事

にある。

Ⅳ、牧師地位の剥奪（解任決議）について

- 1、本件の牧師解任手続が動き始めた端緒は、いわゆる襟首事件にある。木村から教団理事会（畑野）に対し発せられた私信メール（乙3号証）を熟読すると、木村は襟首事件を最も重要視し、「今回(6月29日)の出来事は…牧師としてしてはならないことだと重く感じています」と訴えており、「問題点」の一番に「私の胸倉を掴み罵声を浴びせた」こと、「言葉だけでなく手が出ています」を挙げている（畑野証言19頁）。尤も木村は、その他の理由として建築業者とのやり取り等を付け加えてはいるが、これらはそもそも事実関係が極めて不正確なうえ、些細な出来事である事から、木村が敢えて理事長に処分を求める程の理由とはなっていない。
- 2、原告も自認する如く、襟首事件は明らかに戒規処分の対象になりうる事柄であり、原告の行為は、教会規則17条(2)項の『法令(暴行罪)やこの規定(畑野証言20頁に言う「教職としてふさわしくない行状」教規117条)に著しく違反し、職務上の義務に明らかに違反した』ものである(甲4号証)。もし原告が、教会から同規則17条により教会総会及び責任役員会で代表役員解任を請求され決議されれば、直ちに牧師の地位を失う立場にあった。とすれば、岩出教会の信徒代議員(教規5条)として私信メールを発するほど怒っていた木村は(畑野証言20頁)、まず教会規則17条を利用して岩出教会内で牧師解任決議をさせたうえで、教団に解任申請するのが筋である^F。こうした手続を取らず(木村にかかる手続を取らせず)いきなり岩出教会抜きに任地指定委員会の権限を利用して、原告を解任した本件の牧師解任決議は、手続違反として無効である。
- 3、畑野も証言する如く、襟首事件を起こした原告には、「教職としてふさわしくない行状」(教規117条)があっただけに(畑野証言20頁)、教団から教規117条の戒規処分を受けても仕方がない状態にあった。とすれば、その場合の手続きとしては、先ず教団所属の教職及び信徒2名以上の者が理事長に申し出る必要があり、続いて戒規細則(乙17号証)に沿って審問委員会が組織され、そこで①戒告、②停職、③免職、④除名の処分が決定されて理事長に答申され、理事長が本人に通告する事になる。尤も、その場合には、今回の襟首事件は公然と教団内に広がり、各教会でも話題となる事であろうが・・・。
教団が、公然化を恐れる余りこの手続を取らず、任地指定委員会の権限を利用して、岩出教会抜きで密かに解任決議をしたのは、審問委員会による戒規処分手続を無視したものである。ましてや被告ら教団は、乙6号証の申出書が戒規処分を求める趣旨である事を十分認識していただけない(被告準備書面(2)4頁5項及び準備書面(7)2頁、畑野証言36頁)、任地指定委員会を使って解任決議させた事は手続を無視したものであり悪質である。
- 4、結局、教団による11月20日の牧師解任決議は、包括団体である立場を濫用し、岩

出教会を無視して行われたものだけに、教団は、どうしても岩出教会の意思に基づき行われたかの如く色付けを行う必要があった。この色付けに利用されたのが、乙6号証の申出書である。しかも教団は、従来から転任発令する手続きとして事前に該当者から提出させていた「辞任届」を（そのひな形が甲22号証である）、事前に原告から提出させていなかっただけに、余計、この申出書が必要であった。

V、乙6号証（以下「申出書」という）について

- 1、教団が乙3号証の私信メールを受けた後の状況は、別紙「経過年表」2014年7月15日～11月2日欄に記載したとおりであるが、その後、突然、木村の呼びかけで11月2日夜、責任役員らが谷澤宅に呼び集められ集会が持たれた。

被告らは、この集会が木村ら責任役員らによる自主的な集会であることを印象づける為、以下の如く主張してきた。すなわち、

- (1)、答弁書では「11月2日、木村より理事長に『以前理事長から和解勧告があったが、この2か月間に原告の行動や態度に変化が見られなかったので、私を除く役員の方に話合ってもらった結果、来年の3月の移動期に、原告に転任して貰いたい旨を教団に伝えることになった。後日文書で送る』旨の電話があった」（6頁上段）となっている。
- (2)、被告準備書面(2)4頁中段では「責任役員と監事は、牧師・・・交代を求める手紙を出すことを話し、・・・11月2日、谷澤道信の自宅に上記の者が集まり、木村恵宣が作成した署名（簿）に全員が署名した（乙6号証）」と言い、
- (3)、準備書面(7)2頁では「木村らが教団に原告の交代を求めるにあたり、どの様な文書を教団に送付すればよいか検討したところ、・・・教規117条を参考に乙6号証の申出書を送付したものである」となっている。

即ち、被告らは(1)乃至(3)で主張を多少混乱（相互矛盾がある）させながらも、a)交代要請手紙を出す事が決まった後の11月2日に集会が持たれ、b)上記の者が集まって、c)木村が予め作成し持参していた署名簿に⁶、d)全員が署名したと主張している様である。

然し、川原らが「突然、木村の呼びかけで、夜、谷澤宅に呼び集められ、木村が既に用意していた活字印刷済みの書面に^h、木村の強引な（指導）のもと、止む無く署名させられたのが乙6号証の申出書であるⁱ」（甲16号証301～331項）と述べているのが真実である^j。

- 2、ところで、畑野は^k、既に木村からの頻繁な私信メールや電話連絡などにより^l、木村の意向を十分に掴んでいたが、その意向に沿って教団から追放する戒規処分の除名を強行するには、どうしても教規117条に基づく審問委員会（乙17号証）を組織し、原告らから事情聴取をしなければならないが、その場合には、審問は公然化されて岩出教会を含む多くの被包括団体の教会に広く知れ渡る事になり、原告に対する戒規処

分を巡り、教団傘下の教会間で意見の対立が生まれる危険性があった。彼はこれを危惧していただけに、何とか原告を岩出教会から密かに排斥し教団から追放する手段を模索していた。その結果、畑野により編み出されたのが理事長権限（教規104条）による巡回教師への転任決定である[■]。そして、その前提として畑野が木村に指示し作らせたのが乙6号証の申出書である[■]。

Ⅵ、牧師の地位剥奪処分についての意思尊重（教規29条2項）

- 1、被告らは、原告の岩出教会牧師としての地位を剥奪するには、岩出教会の組織的意思を無視できない事くらいは常識的に判っている。特に畑野は、過去の経験や自らが教規作成に関与していた事からも（乙16号証）十分すぎる程わかっていただけに、10月末、木村から原告の追放を再三要請された際には、岩出教会の意思確認をどうするのかを考えた筈である。ましてや教規29条2項が「任命されている機関[▲]および・教師の意見を尊重して・決定しなければならない」と規定している以上、尚さらであった。

それ故に畑野は、——当公判廷において「信徒代議員から話を聞くということが正式のルートでありまして」と証言している（畑野証言24頁）——木村に対し「今回は村上牧師の交代を願いたく、理事長に正式に[○]申し出ることに決定しました」なる文言の署名簿を作成するよう指示し、同人にこれを印刷させて責任役員に署名させ、これを公式な岩出教会の意思表示であるかの如く扱おうとした。そして乙6号証の申出書が教団に提出された事を以って、教規29条2項の意見尊重が満たされたと看做し、任地指定委員会を開催している（畑野証言25頁）。

然し、これが岩出教会としての正規な決定書でもない事は、既に被告準備書面(2)4頁5などで主張されているし、畑野も岩出教会の意見は聞いていないと断言している（畑野証言24頁,36頁）。そもそも、襟首事件につき直接の利害関係人である木村には、岩出教会を代表する信徒代議員たる資格はないから（だからこそ、畑野は責任役員の署名がある申出書の作成を木村に指示したのではないか）、彼の意見を以って岩出教会の意思だと主張する事自体がおかしいのである（教会規則16条2項）。

結局、被告教団は包括団体である立場を濫用し、岩出教会の組織的意思の確認もせぬまま（畑野証言24頁）、密かに任地指定委員会を開いて原告の岩出教会牧師たる地位を剥奪したのである。

- 2、畑野は「11月に中江・馬場委員が岩出教会に行った時に原告から意見を聞いた」と言うが（畑野証言24頁）、牧師地位の剥奪決定は11月20日であり、両氏がこれを原告に通告にきたのは11月25日であるから、これを以って原告の意見を聞いた等の証言は時間的にも出鱈目である。両氏は単に処分結果を通告しに来たのみで、理由は一切告げておらず、とても原告から意見聴取した等と言えたものではない（答弁書6頁(13)）。申出書が8ヶ月間も隠されていた経過から見ても、教団が事前に正式に原告の意思聴取をし尊重した等とはとても言えない（経過年表2015年4月～7月22日を見ても教団にはもともと原告

の意見を尊重する気など毛頭ない。これは裁判所の和解打診に対する態度から見ても判る)。

Ⅶ、戒規処分としての巡回教師の任命 (その1)

被告教団は、12月11日、原告を巡回教師に任命する事を決定した。

問題は、この巡回教師の任命決定が実質的には戒規処分に該当し、任命権の濫用に該当するのではないかという点である。そこで先ず、巡回教師の実情を見てみれば、これが原告については、明らかに戒規処分である「停職」以上の実質的「免職」ないし「除名」処分(乙17号証)である事が判ろう。

- 1、巡回教師は、定まった教会を持たず、主に巡回伝道の為の教師であり(教規104条)、決まった謝儀はなく、派遣された教会で説教や儀式を行い、そこから当日分の謝儀を受ける所謂代行教師である(畑野証言2頁)。勿論、教団或いは教会からの要請に基づき派遣されるのであるが、要請がなければ仕事もなく当然収入もない。原告に対し2015年(H27)4月から現在まで、一度も派遣要請もなく、これによる収入もない事は原被告間に争いはない(原告供述9頁、甲24号証190~207項)。
- 2、巡回任命から今日までの2年余り、巡回教師は2016年が10名、2017年が8名任命されているが(甲19、27号証)、派遣要請に基づき傘下教会などで教職者として働いたのは、教団へ提出された報告書を見る限りでは、東(甲26-1)、石黒(甲26-2)、竹谷(甲26-3)、行川忠(甲26-4)、林^P(甲26-5)の5名である。報告書を提出していない古木英夫も山口県光福音教会の牧師を兼任、行川孝は高齢で病弱^Q、ウィルキンズは日立市で休職中、河野カルロスは福井県で開拓伝道中であり、いずれも派遣要請に応えられる様な状態にはない。派遣要請さえあれば巡回教師として職務を執行できる状態にあるのは唯一、原告のみである。
- 3、こうした巡回教師がいる一方で、甲19、27号証から判る様に、一人で複数の教会を兼務(いわゆる兼牧)する教団幹部の牧師もいる。例えば畑野は岸之里、和歌山吹上、明石上の丸、町田など4教会を、松永は京都西、岸之里、中江は大阪キリスト教学院、日立大久保、本田は勝田、加古川などの教会を兼牧している。当然、毎週日曜日の聖日礼拝には1カ所しか礼拝執行ができない以上、巡回教師の派遣要請をする事になるのだが、教団は巡回教師に代わる信徒有志による伝道協力者制度(甲25号証3~4丁)を設け、これによる臨時説教・奨励で補っている。然し、伝道協力者制度では教師資格を厳格に定めている教規30条以下の手続きが底抜け状態になり、将来的には正規の神学教育を受けていない信徒有志により異教理論の混入を招きかねない等、これによる弊害は山積する。畑野など教団幹部による兼牧を抑え、巡回教師の活用を積極的に図れば、こうした問題は解消するのだが、原告に派遣要請がなされた事などは一度もない(原告供述1頁22頁、畑野証言29頁)。
- 4、原告は教団に対し、思い余って2017年1月8日、牧師として職務が行えるよう新任希望を提出したが(甲18号証)、教団はこれを放置したまま未だに回答さえしない

(畑野 28～9 頁)。その結果、原告は 2015 年 (H27) 4 月から現在まで自宅待機状態に置かれ、本人と妻のアルバイト収入しかなく、子供 2 人を含む原告家族 4 人は困窮を強いられている (原告供述 1 頁)。しかも原告に対する巡回教師には終期限もない。

Ⅷ、戒規処分としての巡回教師の任命 (その 2)

上記実態から判る様に、原告に対する巡回教師の扱いは異常である。

- 1、何よりもこの 2 年余り現在まで、原告には全く巡回教師としての仕事もなく、明らかに干された状態に置かれている。しかもかかる状態は今後も際限なく続く。

畑野証人は、巡回教師の任期は原則 1 年だとは言うものの (28 頁)、現実には更新の名目でいくらかでも際限なく続けさせる事ができ、現に原告には更新の通知も意見聴取もなきまま、2 年半も干された状態が継続している。これが正規の手続きに基づく戒規処分なら、「免職」で教職の身分が取消されるか、「除名」で教団から追放されない限り、「停職」でも最大 1 年であり (乙 17 号証第 4 条)、しかも、戒規処分が付するには、審問委員会決議を経て決定されるなど Due Process が保障されている。

にも拘わらず被告教団は、戒規処分の手続きも取らず、原告から意見聴取もせず、任地指定委員会の権限を利用し、同委員会の決議のみで、戒規処分以上の不利益を原告に課しており、巡回教師の任命は、これに名を借りた戒規処分であり、任地指定委員会・理事長による巡回教師の任命は権利濫用として無効である (原告準備書面 (3) 3～4 頁)。

- 2、この様に見てれば、今回の巡回教師任命は、当初から無期限な自宅待機を意図した処分であり、原告の教団に対する復職願望を諦めさせ、密かに教団から消え去ること (実質的な除名) を狙ったものであって、誠に陰湿な戒規処分以上の悪質さである。しかも被告らは、原告には教職教師としての資質がない等と言いつつも、巡回教師 (巡回も教師である) として任命しているが、かかる任命自体、他の巡回教師に対する侮辱でもある。

Ⅸ、経済的措置としての月額 13 万円

被告は、原告が経済的措置として月額 13 万円を受けた事をもって、巡回教師の任命 (延いては牧師解任) を認めたと主張する。然し、教団の規定で巡回教師には毎月謝儀として 13 万円が支給される事が定められており、この 13 万円を原告が受領していたのならば、巡回教師の地位を認めたと言われても仕方がないが、本来無給である巡回教師が 10 万円 (その後 13 万円に増額) を受け取っていた事を以て、なぜ巡回教師の身分を受けたと見做されるのか、法的な論理からは説明できない筈である。

原告は被告から牧師の地位を否定され、更に無給の巡回教師の任命を受けた以上、現実の問題としてすぐ明日から生活の困窮を来すことになる。困窮の原因は兎も角も、現に生活困窮をきたしておれば、こうした問題に対し教団は、予てより特別援助をし

てきたのである。現に畑野自身も「教団財政の中に生活の困窮した教職に対して、特別に支援する、・・・ファンドというか、額は少ないんですけども、そういうのがあって、・・・以前にもそういう事があったので支給した事があるんですね」(39頁)と証言している。

こうした趣旨で教団から経済的措置として13万円の申出があり、原告がこれを受けた事は、家族4人の支柱としては誠に止むを得ない事であって^R(甲24号証140~185項)、これを以って巡回任命や牧師解任を認めた等と主張すること自体^S、上記の如く法論理上からも認められるものではない。被告らの主張は、恰も弱った馬の鼻先に人参をぶらさげ、無理に走らせる如く、同じクリスチャンとしては考えられない程の非情な態度である(原告供述18頁)。それとも教団は、原告が牧師解任及び巡回任命を争うつもりなら、当初から教団の経済的援助などをきっぱり拒否すべきだ、とまで主張する心算なのだろうか? 原告にかかる対応を求める期待可能性はない!!

Ⅹ、いわゆる二重の地位について

仮に巡回教師の任命が権利濫用などによる無効だとまでは言えない場合、原告は岩出教会牧師の地位(勿論、解任決議が無効であることを前提にするが)と巡回教師の地位を兼任することになる。即ち、巡回教師には特定の謝儀はないし、牧師が絶えず担当教会に常駐しなければ牧師の職務が執行できない訳でもないから^T、兼任は可能である(特定の教会を担当する牧師でさえ他教会の牧師を兼任・兼牧しているではないか)。現に、嘗て教団が運営していた大阪キリスト教短期大学神学科(教規97条)には、神学教師と牧師を兼任する者は多数いたし、石黒、津村、重富など多数の教授(教規98条の神学教師)が教会の牧師としても就任していた。

Ⅺ、まとめ

- 1、本件裁判で原告は、襟首事件の責任を争うなど正当性を主張しているものではない。
原告は、その行為が教規117条の戒規処分に該当するものである事、また岩出教会規則17条(2)の解任事由に該当する事のいずれをも認めており、これらの規定に基づく手続により処分される事に異論はない。即ち、こうした規定に則り(Due Process)正々堂々と手続が進行し処分される事に、原告は何ら不満はない。
- 2、問題は、教団が上記手続を踏むこともなく、少なくとも教規29条2項の岩出教会からの事情聴取や処分に対する意見聴取と尊重もなく、木村だけの意見に依って、原告を処分(巡回教師任命の名目での追放)した事である。

すなわち、岩出教会の一信徒に過ぎない木村は、予てから教団理事長と極めて昵懇な間柄にあることを利用し(所謂「虎の威を借る狐」)、教会内で日常的に牧師を凌ぐ程の横柄な態度で振舞い、牧師を教会の頭と見る教会秩序を無視してきた。こうした傲慢な態度を批判的に見て来た原告に対し木村は、何とか原告を教団から追放すべく望んで

いたところに^u、襟首事件が発生したのである。これをチャンスと見る木村の追放要求に対し、教団（特に畑野理事長）は当初から木村の意向にそって事を処理すべく振舞ってきた。尤も、教団は、過去の組織分裂という苦い経験が影となり、その再来を恐れるあまり、出来るだけ教会員や信者には事を知らせず内密に処理したい願望がある。

この木村の要望と教団の願望の両者が一度に実現できる手段として悪用されたのが、任地指定委員会を利用した牧師解任決議であり（但し上記1頁2項）、且つ期限の定めなき巡回教師への任命である。

原告は、こうした教団内部規定の恣意的運用に反対しているに過ぎないのであって、襟首事件の「正当性」を主張する気など毛頭ない。襟首事件に至るまでの新会堂建設に向けての原告の努力と木村の消極的態度を、教会員に広く知ってもらい（原告準備書面(1)1頁、同準備書面(2)2頁）、木村によるボスの運営を排除し、聖書に則った皆のキリスト教会として教会を運営して行きたい丈の事である。

- 3、教団が被包括団体である岩出教会を一貫して無視し続けるもう一つの背景として、包括団体としての驕りと強烈な支配意識、傘下教会の独立宗教法人性に対する消極的態度がある。その中心的な思想こそ、畑野親子による教会ソサエティ論であり、木村による岩出教会のワンマン支配である。

教団が、原告から幾度も話し合い解決の申し込みを受けながらも（甲7号証をよく読んで頂きたい）、或いは裁判所による和解の斡旋に対しても、全く聞く耳を持たない態度に、その事はよく表れている様に思える。

★ こうした背景を念頭に、裁判所が公正な判断をされるよう期待するものである。

経 過 年 表

- 1951年 (S26) 被告岩出教会の前身である日本キリスト教団・教岩出伝道所が開設
52年 日本キリスト教団を離脱し、日本自由メソジスト教団に加入 (甲 11号証)
- 60年 (S35) 被告岩出教会が敷地を取得し (甲 10-1 号証) 旧会堂を建築 (甲 10-2号証)、法人設立登記 (訴状付属書類)
- 70年 (S45) 日本自由メソジスト教団が分裂状態、被告教団幹部 (畑野ら) が脱退。
- 84年 (S59) 3月 畑野らが被告教団の前身・日本自由メソジスト教団を設立 (甲 9号証)、被告岩出教会も傘下に入る。
- 99年 (H11) 3月 被告教団が日本フリーメソジスト教団と改称して設立登記 (訴状付属書類)
- 2003年4月～2012年3月末** 原告が清水草薙教会の牧師として就任
近隣者?の嫌がらせ怪文書 (乙 1 号証) (原告供述 2 頁)、
2012. 2. 26 原告が教団大嶋理事長から岩出教会への転任通知を受ける (甲 21号証)
3. 8 大嶋理事長から清水草薙教会の牧師辞任届 (甲 22 号証) と岩出教会牧師就任承諾書 (甲 23 号証) を交付される (甲 24 号証 15 項)。
- 2012 (H24) 年4月** 原告が岩出教会牧師として就任。既に新会堂建築の話が進行中であつた。
- 13年 (H25) 6月** 設計監理者として富沢 実 (甲 16 号証 130 項) が就任するも、極めて杜撰な監理状況で放置し問題視される。
- ★工事監理とは、基本的には監理者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているか否か等を確認する作業であり (建築基準法第 5 条の 6、建築士法第 2 条 8 項)、自らが工事監理者として工事請負人の手抜きや不良工事を防止するという注意義務を負う極めて重要な業務である (建築士法第 18 条 3 項)。
- この頃から、富沢監理者の杜撰さに厳しく当たる工事発注者の原告と富沢を庇う木村との対立が始まり (甲 16 号証 335 項)。また木村のボスの教会支配と牧師の権限とが対立する (甲 16 号証 25～110 項)。この頃、木村の信奉者和田が被告教団へ手紙を出した (乙 2 号証) (原告供述 3 頁)
- 2014年 (H26) 6. 29** 富沢出席のもと開催された建築の全員懇談会で、富沢の怠慢を指摘する原告や教会員に対し、木村が執拗に富沢を擁護した為、激怒した原告が木村の襟首を掴んで罵声を浴びせた (いわゆる襟首事件)。
- 7月7日 早速、木村が教団理事長畑野に「教団の牧師として適正であるか判断を仰ぎます」とメール発信 (乙 3 号証)。畑野は「このメールが届く以前から木村氏より〈色々な〉報告を受けていた」と述べ日常的に連絡を取り合っていた事が明らかとなる (乙 18 号証 5 頁)。

《木村と畑野が極めて昵懇の間柄にある事は、甲 16 号証 115～180 項に詳しく記載されている。

その為、教団は当初から木村擁護で一貫し、全く原告らの意見を聞く気などなかった。木村が畑野の教団理事長の立場を利用して岩出教会を抑え込み〔虎の威を借る狐〕、教会の私物化を図る》

7 月 1 5 日 木村が再び畑野に「教団の恥です」とメール発信（乙 4 号証）。

7 月 1 6 日 教団が原告と木村双方から事情聴取。原告の「ビジネスチャンス」発言（原告供述 13～14 頁、甲 16 号証 225 項） 木村は原告が本当に反省しているかを監視すると称し〔上から目線〕、当日は結論出ず（乙 18 号証 5 頁下段）。

《この頃から木村とその家族、同調者（木村派）らが岩出教会への出席を敬遠し始め、礼拝でもぞんざいな態度を取り始め伝道の妨害を始める》

《8 月～1 0 月 この間に特な動きはないが、畑野は木村から頻りに連絡を受け、木村と今後を協議していた？》

1 1 月 2 日 突然の木村の呼びかけで（畑野の指示？）谷澤宅に木村、和田、谷澤、川原、角谷、古田が集まり、木村が作成してきた乙 6 号証に全員が署名し教団へ郵送。被告準備書面(2)4 頁は「これは責任役員会の決議文ではないが、・・・教規第 117 条（甲 2 号証）を念頭に置いて送付したものである」と主張。

《集会の状況については甲 16 号証 185～330 に詳しい》

1 1 月 2 0 日 任地指定委員会で 3 月末をもって原告の岩出教会牧師の地位剥奪を決議（乙 18 号証 6 頁）。

1 1 月 2 5 日 中江・馬場委員が原告に解任通告。原告が理由を尋ねるも「総合的判断」と言うのみで一切の説明なし。そこで原告も「聞置くだけ」と答弁（乙 15 号証末段、甲 24 号証 103 項）。

《尤も被告準備書面(3)5 頁は、「両委員が原告に任地変更の方向である旨を伝えたが、原告は拒否の姿勢を示さなかった為、12 月 11 日の任地指定委員会において巡回教師に任命する決議がされた」と主張するも、任地変更の話は全く出ていない》

1 2 月 1 1 日 任地指定委員会が教規第 29 条 2 項の手続きも取らず原告を巡回教師に、真柳を岩出教会の後任にする旨を決議。

《馬場委員は原告妻に対し「すぐ委員 2 人が木村を訪問して原告解任を伝えた」と言う》

2 0 1 5 年（H27）1 月 1 0 日 中江委員が原告に電話で、近い内に任地の変更になるかも等と曖昧な話をする。原告が、①牧師解任決定は岩出教会の意見も反映されていないので承知できない、②解任により生活不安になるが経済的援助はどうなるのかを質問したところ、中江委員は「理事長に文書で出せ」と答えたので、乙 15 号証を発送。

1 月 3 0 日 大嶋・本田委員が原告を訪問し、4 月から巡回教師にする、月額

10万円の援助金を支給する、旨の決定を通告。

2月6日 任地指定委員会が原告の知らぬ間に月額13万円2年間支給を決定

2月17日 畑野理事長より4月から巡回教師になる旨の私信が届く(乙7号証)

2月21日、原告が畑野ら理事者に巡回決定は承服できない旨を伝える。

2月22日 巡回教師任命の辞令が出る(甲5号証)

4月1日 11.20の岩出教会牧師解任決議と12.11の巡回教師任命決議が発効

4月7日 原告が巡回教師に対する経済的援助として月額13万円を要求(乙8号証)

《以来、教師の仕事もなく、現在まで自宅待機状態が続く》

6月上旬 何ら両決議の理由説明もなきまま自宅待機状態に置かれた原告が、野田弁護士に紛争解決を依頼

6月19日 原告代理人野田弁護士が教団に対し、理由を示したうえ、話し合いの場を設けるよう手紙を郵送(甲7号証)

6月25日 手紙で予告したとおりに野田弁護士が教団へ架電。畑野は「すべて井上弁護士に任せているので同氏と話してくれ」と一蹴。

7月1日 野田弁護士が畑野に再度架電。畑野「今から井上弁護士と打合せをする」旨の回答。教団に誠意見られず(甲8号証)。

7月7日 やっと井上弁護士から野田弁護士に電話が入る。

7月10日 野田弁護士が井上弁護士と大阪弁護士会で面談(30分)。①処分理由を示せ、②教会担当教師の身分を保障せよとの要求に対し、井上弁は後日書面で回答する旨の返事

7月22日 2週間後に井上弁護士から書面で処分理由の回答(甲17号証)。原告は、被告には全く話し合い解決の意思も誠意もないものと判断し提訴を決意。

9月17日 本件提訴

2016年(H28)4月 原告は引き続き自宅待機状態が続く。

2017年(H29)1月18日 既に自宅待機が2年も経過しているのに、原告から被告教団に来年度の教会担当教師任命を要請するも(甲18号証)、教団は全く返事もせず無視(畑野証言28頁)。

《話し合いでさえ応じない教団の態度は、教規116条の「愛と真実をもってなす」規範と矛盾?机上の空論?》

- A 宗教学人行政で広く利用されている標準的解説書（甲 14 号証）でも、岩出教会規則 4 1 条の如き規定では被包括法人に対する規制にはならないとされているし、キリスト教関係でも当然の事とされている（甲 15 号証 212 頁上段）。
- B 教規 29 条 2 項は「任命されている機関・・・の意見を尊重して」とある。然し畑野証人はこれを恣意的にねじ曲げ「大阪キリスト教短大のことだ」と強弁し《畑野証言 24 頁》、あくまで岩出教会を無視する態度を貫く。信教の自由には宗教的結社の自由を含み、それは宗教団体の内部的意思決定及びこれに基づく活動に対し政府の介入を受けない自由を含む（渋谷秀樹「憲法」有斐閣 380 頁）。勿論、これが政府以外の私人間にも適用されるのは当然だが、特に被包括団体の代表者である牧師の地位剥奪は岩出教会の根本にかかわる問題だけに（甲 4 号証 10 条は「主要役職員の人事」でさえ責任役員会の決議事項としているし、代表役員の解任（17 条）では総会及び責任役員会での特別決議を要件にしている）、信教の自由という観点からも被告らの主張には問題がある《甲 15 号証 159 頁》。
- C 被告自身も準備書面(4)2 頁において、牧師の解任には岩出教会の申請が必要だが（甲 4 号証 17 条）としつつも、かかる申請がなくとも解任できると強弁する。
- D 教団理事長は、いまだに何か事が起きる度に、教団分裂は避けねばならないと言う。特に畑野は、1970 年代の教団分裂では中心的地位にあり、その後も長く理事長の地位にあるが、最近では 1985 年 4 月に傘下の大阪日本橋教会（被告準備書面(5)2 頁中段）が被告教団を離れて独立しているので、余計、分裂には神経質になっている。畑野は「このままでは岩出教会が団結することが困難であり、・・・」と分裂を意識し記述している（乙 18 号証 6 頁上段）。
- E この点につき原告は、任地指定委員会には原告を巡回教師に任命する決定権はない旨を主張しており、これについての論争は、原告の意見聴取と尊重義務をも含め、既に原告準備書面(2)(3)と被告準備書面(3)(4)でなされているので、ここでは再論しない。
- F 当然の事だが、岩出教会一番の有力者で且つ襟首事件の被害者である木村は、教団の意志決定を行う教団総会（教規 17 条 2 項）の信徒代議員（教規 5 条 2 項）として、率先してその発動を求めなければならない立場にあるだけに、急ぎ教団にかかる発動を促がしたのが乙 3 号証の私信メールであろう。これによれば木村は、「フリーメソジスト（全ての教会に派遣される可能性がある）教団の教師として適正であるか判断を仰ぎます」と述べ、原告を教団から追放（除名）するよう（畑野証言 9 頁）求めている。然し、先ずは岩出教会に代表役員の解任を発議すべきではないのか。
- G (2)では木村が既に作成し持参した署名簿に全員が署名したことになるが、(3)では文言を含め署名簿自体が集会の場で作成されたと言う。
- H その場で(3)の如く「どの様な文書を教団に送付すればよいか」が検討されたのではなく、既に署名簿には「理事長に正式に申し出ることに決定しました」と印刷されていた。つまり、予め交代要請手紙を出す事が、何処かで決められており これに沿って作成された署名簿を木村が持参して署名が強要されたのである。
- I この申出書は、作成後 8 ヶ月も経過した平成 27 年 7 月 22 日、被告代理人井上弁護士から F A X（甲 17 号証）に添付して野田弁護士に送達され開示されるまで秘匿されていた（その経過は原告供述 5 頁）。
- J 畑野は当日の状況をレポートした甲 16 号証を知りながら、いまだに川原や谷澤から調査もしていない（畑野証言 30 頁、35 頁）。
- K 畑野と木村との極めて昵懇な間柄については、甲 16 号証 114～183 項に詳しい（原告供述 9 頁）。
- L 被告準備書面(3)4 頁下段で「委員会ではこれまでの経緯が常時報告されており」と記述されている様に、この間に畑野と木村間では頻繁なやり取り記録が行われていた。
- M 原告らが谷澤から直接聴取したところによると（甲 16 号証 267 項）、木村は「教団は教会総会を開くは必要はないと言っている」と断言していた。常識的に見て信者がこうした判断を独断でできる訳がなく、7 月～10 月の期間中に畑野と木村とが頻繁に連絡をとった結果、畑野が総会不要の判断を木村に伝えたものである（甲 16 号証 312～315 項）。
- N 畑野は、「自分が指示したのではない」と言いつつも最後には「分りません」と逃げている（畑野証言 31 頁）。
- O 「正式に」とある様に、それまでに木村は畑野に頻繁に私信メールや電話などを通して追放要求を出していた。畑野が「信徒代議員から話を聞くということが正式のルートでありまして」と証言（24 頁）している如く、畑野は乙 6 号証の如ききちとした書面を提出する様、木村に指示していた。然し、「正式に」を強調するのであれば、「任命されている機関・・・の意見を尊重して」とある教規 29 条 2 項に従い、岩

出教会や原告本人から意見聴取しこれを尊重するのが正式ではないか。

- P 林はアガペ会チャプレンを兼任、古木英夫も山口県光福音教会の牧師を兼任（光福音教会ホームページ）。
- Q 現に行川孝は2017年度の任命表から外されている（甲19号証）。
- R それが解決金として一括500万円が支給されたとかならば兎も角も、僅か13万円の受領が教団の解任及び巡回決定を認めた事になるのだろうか。しかも巡回教師の仕事を全く廻さず、恰も飼い殺し状態に置いたままの状態で！！
- S 13万円の受領をもって原告が巡回教師を受け入れた等と見做す事は、岩出教会牧師の解任を争っている原告の真意ではない。
- T 現に畑野は「決まった教会で活動するのではなく教会や施設などから必要とされた時にその場所に赴いて活動するものであり、他の職に就くことが可能であるため、謝儀に関する規定はありません」と述べている《乙18号証2頁》。
- U 木村は和田に、原告を教団から追放するよう、手紙（乙2号証）を書かせている（原告供述3頁）。